

構内及び荷主先での荷役災害を防ぐために

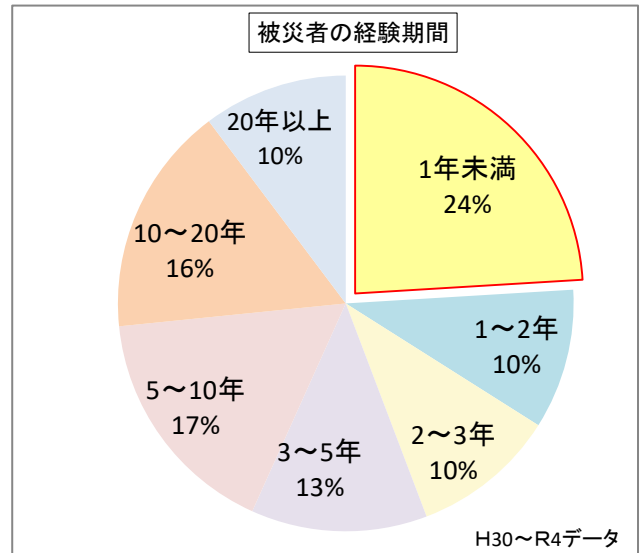
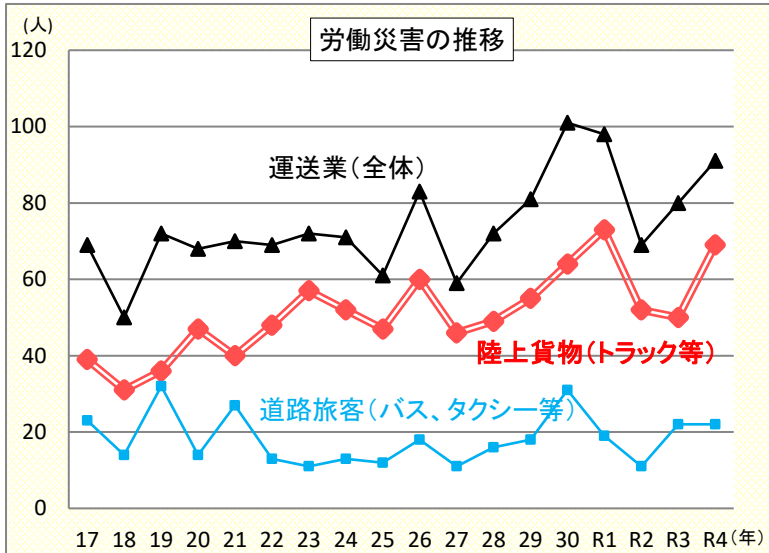
＜荷役作業時の安全対策の強化＞

八王子労働基準監督署

管内（八王子、多摩、日野、稲城市）陸上貨物運送事業の労働災害の特徴

◇R4は前年比増、陸上貨物は過去2番目に多い

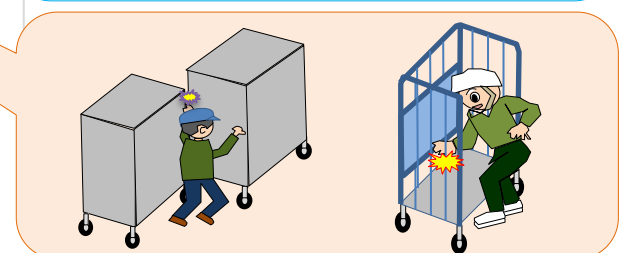
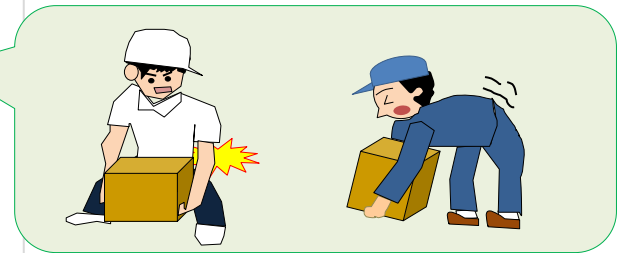
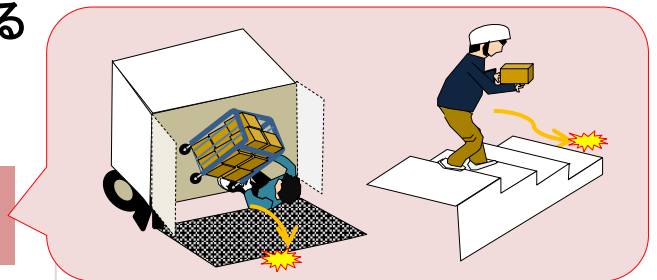
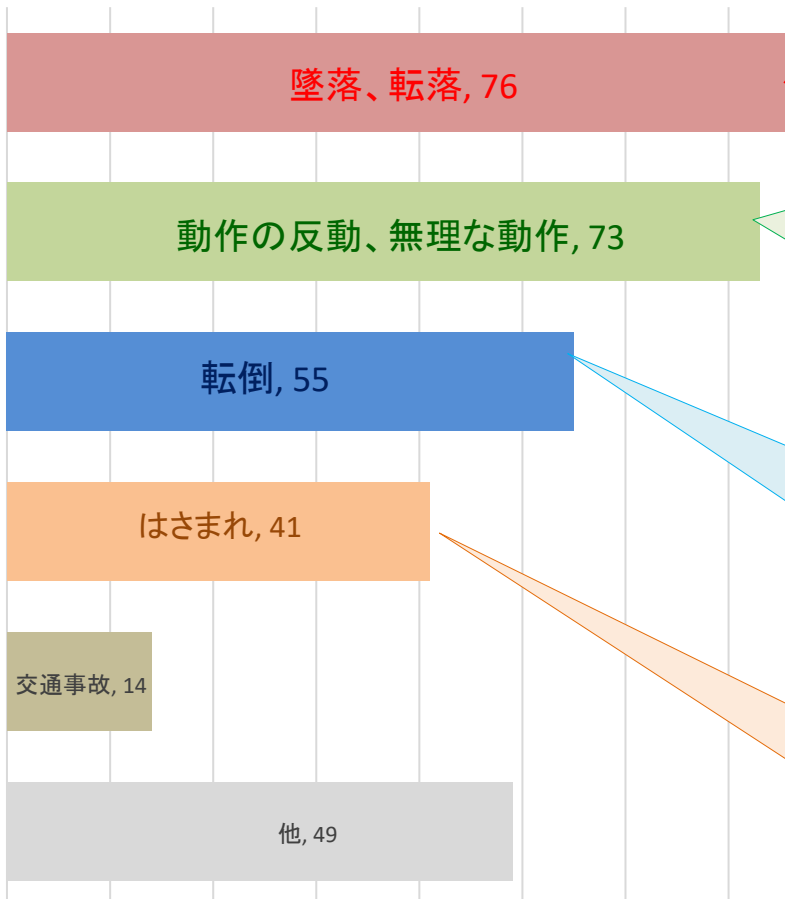
◇被災者の1/4が経験1年未満



◇荷役作業による労働災害が多くを占める

H30～R4データ

事故の型別

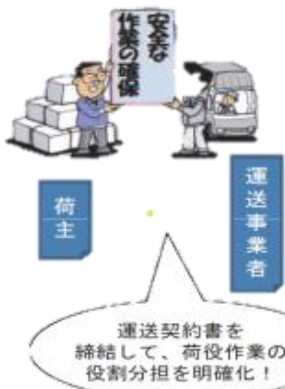


"荷役作業の安全対策ガイドライン"に基づき、荷役作業時の労災防止を進めよう（裏面）

荷役ガイドラインとは・・・荷役作業での労働災害防止のため、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者が取り組むべき事項を示したもの

ポイント① 陸運事業者と荷主との連携

陸運事業者と荷主との連携



- ① 運送業者との協議の場の設置
- ② **安全作業連絡書**
 - ・荷役作業の有無
 - ・役割分担の通知
- ③ 自社と他社の混在作業
- ④ 自社以外の者の安全対策
 - ・荷役作業
 - ・フォークリフト使用

参考)

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配達の作業現場に関する情報をあらかじめ陸運事業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

送		取	
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外
	1. 荷主専用荷物場 2. フォークリフト 3. その他 ()		1. 荷主専用荷物場 2. フォークリフト 3. その他 ()
積込品名	()		
積込品 (危険・有害性)	()		
総重量	kg ()		
積込目	1. パレット 2. フォークリフト 3. その他 ()		
積込作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
積込作業使用荷役機械	有・無 ()	取卸作業使用荷役機械	有・無 ()
	1. フォークリフト 2. その他 ()		1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. ばい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. ばい作業 4. その他 ()

※その他記載事項 中「安全靴、保護帽を着用すること」が安全上の注意等を記入すること。

ポイント② 荷役作業の労災防止

<墜落・転落>

- 荷台上での作業
 - ①背を向けない ②後ずさり、飛び降りない ③テールゲートのストッパー
- 階段を降りる際
 - ①踏み面を確認 ②急がない

<腰痛等>

- 腰に負担の少ない荷の取扱の徹底(持ち方、姿勢等)
- 小休止、ストレッチ等(長時間運転後の運搬時)
- 台車等の使用

<転倒>

- 作業前に周辺の足元確認(水気、段差等)
- ～ながら歩きをしない
- 作業場、通路の4S徹底

<はさまれ、巻き込まれ>

- ロールボックスパレットの安全な取扱い
 - ①段差、傾斜部、テールゲートでの取扱い
 - ②安全靴、プロテクター等・押し方、引き方、運搬方法、
 - ③積載、視界の確保

<法改正の概要 R5.10施行>

1. **テールゲートリフターを使用して荷を積み降ろし作業特別教育の義務化**
2. **2t～5t車の貨物自動車での荷の積み降ろし作業昇降設備の設置、保護帽の着用が義務付け(改正前は5t以上車)**

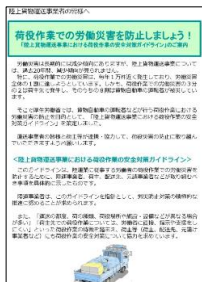
ポイント③ 安全衛生教育



- ◇労災防止の知識、安全最優先での荷役作業
 - ・荷役作業の基本知識
 - ・**ガイドラインにある荷役作業の安全対策**
- ◇危険を感じる力の向上、資格の取得
 - ・危険予知訓練
 - ・作業指揮者への教育

荷役作業の安全対策ガイドライン、各種資料

○ガイドラインをまとめたパンフレット



○未熟練労働者安全衛生教育マニュアル



○テールゲートリフター安全に使用



○ロールボックスパレット8つのルール



5大災害の防止

荷役作業の死亡災害の8割を占める

- ① 墜落・転落
- ② 荷崩れ
- ③ フォークリフト
- ④ 無人運転
- ⑤ トラック後退時



災害種別に応じた対策の推進を!

